

焼津市建設工事の中間前金払に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、焼津市建設工事執行規則（昭和53年焼津市規則第14号。以下「規則」という。）第42条第2項の規定による建設工事に要する費用の前払金に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 中間前金払は、次のすべての要件を満たす場合を対象とする。

- (1) 規則第42条第1項の規定により前金払を行った契約であること。
- (2) 債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約においては、最終会計年度に該当する期間における請求であること。
- (3) 規則第45条第1項に規定する部分払との選択制とし、中間前金払の請求を行った年度において、部分払の支払を行った又は行われる予定の契約でないこと。
- (4) 焼津市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領第6条に規定する債権譲渡の承諾申請が提出されている又は提出される予定の契約でないこと。
- (5) 焼津市低入札価格調査取扱要領第11条第1項に規定する低入札価格調査の結果、落札者として決定した者との契約でないこと。

(支払い要件)

第3条 中間前金払は、次の要件を全て満たしている場合に支出するものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表（規則第10号様式）により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 当初の前払金が支出済のものであること。

2 前項の規定は、債務負担行為等に係る契約については最終会計年度についてのみ適用する。この場合において、同項中「工期」とあるのは「最終会計年度の工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により最終会計年度の建設工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた最終会計年度の工事」と、「請負代金額」とあるのは「最終会計年度における年割額」と読み替えるものとする。

(中間前金払の割合)

第4条 中間前金払の額は、請負代金額の10分の2を超えない額とし、10万円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、受領済の前払金の額と中間前金払の額を合計して、請負代金額の10分の6以内の額とする。

(中間前金払の申請等)

第5条 中間前金払を受けようとする者（以下「受注者」という。）は、中間前金払の認定申請書（第1号様式）に、工程表及び工事工程月報（規則第11号様式）を添えて市長に

提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の認定申請書が提出されたときは、第3条第1項各号の要件を満たしているか否かを審査し、当該申請を受けた日から7日以内にその結果について受注者へ通知するものとする。
- 3 前項の審査の結果、中間前金払の支払い要件を具備していると認める場合は、認定調書（第2号様式）により通知する。
- 4 前項の通知を受けた受注者が中間前金払を受けようとするときは、中間前金払に係る保証事業会社の保証証書を添えて市長に請求しなければならない。
- 5 中間前金払は、前項の請求を受けた日から14日以内に行わなければならない。
- 6 受注者は、第4項の規定による保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法であって、当該保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証書を提出したものとみなす。

（中間前金払の額の変更）

第6条 市長は、中間前金払を行った後、契約内容の変更により請負代金額に著しい増額が生じたときは、変更後の中間前金払の額に相当する額から既に支払った中間前金払の額を差し引いた金額以内の中間前金払の額を追加して支払うことができる。この場合において、中間前金払の申請及び支払の方法は、前条の規定を準用する。

- 2 中間前金払を受けた者は、変更後の請負代金額が当初の請負代金額より著しく減額した場合において、受領済の前金払の額及び中間前金払の額（以下「前金払等の額」という。）が、減額後の請負代金額に基づく前金払等の額に当該減額後の請負代金額の10分の1に相当する額を加えた額を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 3 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前金払（以下「前金払等」という。）の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、市長と前金払等を受けた者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合は、市長が返還すべき超過額を定め、受注者に通知するものとし、通知を受けた者は、通知を受けた日から30日以内に当該金額を返還しなければならない。
- 4 中間前金払を受けた者が、第2項に規定する期間内に同項の超過額又は前項の返還すべき超過額の全額を返還しなかったときは、市長は、その未返還額につき、第2項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、当該契約締結時における政府契約の支払遅延等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の請求をすることができる。

（その他）

第7条 この要領に定めのあるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。